

(7) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

- ・ 防犯・防火については、開園時間内は園内巡視を行い、不審者や不審物に注意を行い、火の元や危険物等にも注意を行います。また、防火管理者による消火訓練及び避難訓練を消防署指導のもとに実施し、火災時の対応を適切に行います。
- ・ 職員不在となる夜間、休日は警備会社に委託し、常駐警備により事件、事故、盗難などの未然防止を図ります。
- ・ 災害時の施設使用については、所長等の指示に従います。

(8) 緊急時の体制・対応

- ・ 災害等緊急時に対応するため、所長等と協議し対応マニュアルを作成し利用者の避難誘導、安全確保等を図ります。
- ・ 来園者のケガ、急な病気が発生した場合には、近隣の医療機関にすぐ連絡が取れるよう体制を整えておきます。
- ・ 地震等の災害、武力攻撃事態等が発生した場合には、県の指示に基づいて行動を行います。
- ・ AEDが設置されているため、職員全員が適切に対応できるよう講習を受け、体制を磐石なものとしします。

(9) 想定される利用者等の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ・ 今までの事例を掌握し、その対応状況と結果をしっかりと検証します。
- ・ 利用者の不快感に伴うトラブルについては、職員に対して接遇研修を行い、笑顔で丁寧な対応を心がけるとともに、施設内を巡視して利用者への声かけ（あいさつ・おはようございます、こんにちは、大丈夫ですか？いかがなさいましたか？など）を励行します。
- ・ 施設設備の点検や館内の美化に努め、利用者にとって快適な環境で史跡公園を楽しんでいただけるような場を提供するよう努めます。
- ・ 不当な要求行為に対しては、県不当要求行為等マニュアルに基づき対応し、不当要求行為対策研修に参加して職員の対応力を高めます。
- ・ 苦情等が実際に発生した場合は、所長等に報告した上で、県と協議して対応します。

(10) 利用者等の要望の把握及び対応方針

- ・ 窓口での聞き取りやメール、アンケート及びSNS（Facebook、Twitter等）を活用して利用者の声を把握するとともに、意見、要望の内容やそれに対する処理方針及び対応結果はホームページで紹介します。
- ・ 利用者等からの意見・要望への対応は、県に報告・協議をした上で、規定内の金額の物品の設置や施設の改修等の軽微なものは積極的に対応します。指定管理者で対応できない事項などは、引き続き所長等と協議しながら利用者の要望に応じていきます。

(11) 施設の利用促進、サービス向上に対する取り組み

史跡公園の利用促進を図るため、史跡公園活用促進業務仕様書を遵守し、様式2-2の提案内容に従い、所長等と連携を密にとって、史跡公園の魅力や開催イベント等についての情報発信を行うとともに、来場者へのサービスの充実に努め、満足度の高い活用事業を企画、実施します。県の主催事業に関する運営補助にも、事前に所長等と役割分担等を協議して、会場準備や広報等情報発信等を行います。

別添様式2-2参照

(12) 施設のサービスの低下を回避する方策

1-(2)に記載のとおり

財団職員全員が常に日々新しい気持ちで、むきばんだ史跡公園を愛し大切にしていきます。国内でも最大級で重要な弥生時代の集落遺跡、しかも本物をそのまま展示する重要な史跡であると認識し、一人ひとりが自分を律して、慣れや墮落を排除する努力をしていきます。責任者もその意識をもち、P D C Aの考え方を常に意識しながら、全職員と一緒に努力していきます。

さらに、利用者のアンケート、周辺市町村や関係機関からの意見等を重視し、外部評価ととらえてサービスの向上につなげていきます。

(13) 史跡管理に係る一定の技術水準を確保する方策

1-(2)に記載のとおり（史跡管理員等の自発的研修を継続的に行うなど）

(14) 利用料金の設定

現行の県の行政財産の使用料の額を維持するもとして以下のとおりとします。

体験学習室 1	使用1時間につき240円 (暖房又は冷房を使用したときにあたっては300円)
体験学習室 2	使用1時間につき150円 (暖房又は冷房を使用したときにあたっては180円)
屋外展示施設	使用面積100平方メートル1日につき300円

※利用料金の減免については、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第12条に基づき、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料を減額し、又は免除を行います。

3 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

別紙1のとおり

(2) 職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	資格等	現在の施設職員の継続雇用の可否	人件費（千円）
次長(1) (総括責任者)	常勤職員	22	総括、人事	甲種防火管理者	可	4,500
事務職員(1)	常勤職員	22	契約、庁舎管理、会計事務、出納員		新規採用	4,500
事務職員(1)	非常勤職員	17	会計事務		可	2,360
受付員(2)	非常勤職員	15	来園者対応、電話対応		可	3,198
史跡管理員(2)	非常勤職員	17	史跡の維持管理		可	4,218

維持管理作業員 (8)	非常勤職員	13	史跡の維持管理		可	7,696
活用・情報発信担当職員(2)	常勤職員	22	活用事業、情報発信		新規採用	12,000
活用・情報発信担当職員(2)	非常勤職員	17	活用事業、情報発信補助		可	4,218
計 19						42,690

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

熟練した人材の確保・利用者サービスの継続性、施設従事者の雇用の安定の観点から、また、業務の円滑な継続性に配慮して、現在雇用している職員は原則希望により継続雇用を行います。

(4) 日常の職員配置

別紙2のとおり

(5) 人材育成

- ・ 接遇関係については、年度当初に全員参加の研修会を開催し、利用者が何を求め要望しているかを把握してそれに対応していける人間力を全員でアップさせていきます。
- ・ 施設の維持管理を適切に行い、史跡公園内の大切な遺跡等の保存等の手法などを、専門業者の技術講習や県の文化財主事の指導を仰ぎながら、できる範囲で研修を重ね、その一翼を担える人材として育成できるよう配慮します。
- ・ 当財団は、公益法人会計に基づき、鳥取県の会計規則を準用して経理事務を行っており、適正に事務を行うため、法人会計に関する各種研修会に積極的に参加します。また、県が開催する会計事務の研修などにも積極的に参加します。
- ・ 当財団が実施する職員研修に県、関係機関等から教育資材の貸出し等可能な範囲で協力をいただきたいと思います。
- ・ 令和5年度にオープンする青谷かみじち史跡公園の指定管理候補者である一般財団法人鳥取県観光事業団とは、同じ史跡公園の指定管理者として職員の研修などによる人材育成に関し連携協力することについて内諾を得ています。

(6) 障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者については常時雇用は難しいが、受入れ業務等の補助でスタッフとして可能な場合は臨時に雇用していきます。高齢者については、次のとおり雇用する予定です。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
高齢者	史跡管理員	非常勤	17	史跡の維持管理	2	
	維持管理作業員	非常勤	13	史跡の維持管理	8	
	受付員	非常勤	15	来園者対応 電話対応	1	
	計					11

4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

- 米子労働基準監督署による労働条件調査を令和4年1月21日に受け、労働安全衛生法第66条第4項及び労働安全規則第51条の2第1項に基づき、定期健康診断結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者)について、健康診断実施日から3か月以内に医師の意見を聴取していないとの是正勧告を受けました。
- 令和4年3月2日に医師の意見書をもらい、通常勤務可能の意見書をもらい、米子労働基準監督署にその意見書を持参し是正報告書を提出しました。

5 委託、工事請負の発注予定

(1) 発注予定

[委託]

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
委託	警備委託契約	R6.4.1～ R11.3.31	915	県内・ 県外	入札	
委託	清掃委託契約	R6.4.1～ R11.3.31	17,775	県内・ 県外	入札	
委託	自家用電気 工作物保安 管理委託契約	R6.4.1～ R11.3.31	790	県内・ 県外	入札	
委託	消防設備点 検委託契約	R6.4.1～ R11.3.31	855	県内・ 県外	入札	
委託	ガイダンス 施設空調機 保守点検委 託契約	R6.4.1～ R11.3.31	4,750	県内・ 県外	入札	
委託	浄化槽維持 管理委託契約	R6.4.1～ R11.3.31	3,690	県内・ 県外	入札	
委託	草刈・芝生 管理及び樹 木管理委託 契約	R6.4.1～ R7.3.31	14,400	県内・ 県外	入札	
委託	調査研究施 設施設空調 機保守点検 委託契約	R6.4.1～ R11.3.31	1,750	県内・ 県外	入札	

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

特に予定なし

6 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数43.5人以上の事業者であり、
- 法定雇用率を達成している。
(令和4年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が43.5人未満の事業者であり、
- 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)
 - 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- 男女共同参画推進企業の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認定登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001、TEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)
- ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格の認証手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。(登録証等の写しを添付すること。)

(4) あいサポート運動に係る取り組み

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- あいサポート企業等の認定手続き中であり、指定管理期間開始までに認証登録見込みである。(認証手続き中であることを証する書類を添付すること)